

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年10月4日

沖縄県選挙管理委員会委員長 当山尚幸

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新旧	異動内容	異動年月日
金城 泰邦	金城泰邦後援会	主たる事務所の所在地	新	沖縄県浦添市安波茶1-6-5-3F	令和4年8月1日
			旧	沖縄県浦添市港川2-25-1-607	

【備考】金城泰邦後援会は、主たる活動区域の異動（令和4年8月1日異動）により総務大臣届出に変更。